

令和7年度 価格転嫁円滑化伴走支援専門家派遣事業に関するものづくり企業発掘業務
仕様書

1. 案件名称

価格転嫁円滑化伴走支援専門家派遣事業に関するものづくり企業発掘業務

2. 目的

企業調査により、価格転嫁やAI・IoT等を活用したものづくり環境の高度化、温室効果ガス削減等に意欲的に取り組もうとする県内ものづくり中小企業を発掘し、当センターが実施する「価格転嫁円滑化伴走支援専門家派遣事業」の利用申込みを勧奨することを目的とする。

【参考：価格転嫁円滑化伴走支援専門家派遣事業】

価格転嫁やAI・IoT等を活用したものづくり環境の高度化、温室効果ガス削減に意欲的に取り組もうとする県内ものづくり中小企業を発掘し、専門的な知識、経験を有する中小企業診断士、高度情報処理技術者、ITコーディネータ、ITベンダー、エネルギー管理士等の専門家を派遣することで、各企業の取り組み過程に応じた適切な助言やその事業計画を提案し、県内ものづくり企業の経営基盤の強化や生産性向上、業務効率化など事業活動の活性化を図る。

3. 委託業務の内容等

(1) 委託業務の内容

受託者は次に掲げる業務を遂行する。

①調査対象候補企業抽出

- ・調査対象候補企業を抽出してリストを作成する。

②企業調査

- ・企業調査開始の前に予め調査項目を整理したヒアリングシートの様式を作成する。
- ・調査対象候補企業リスト等を元に、以下の項目をヒアリングする。
 - (i) 経営や事業における課題（価格転嫁、DX化、カーボンニュートラル等）
 - (ii) 価格転嫁への取り組み
 - (ア) 価格交渉による課題解決の可能性
 - (イ) 取引先に対する価格転嫁についての取組状況及び結果
 - (ウ) 価格転嫁への取り組みを実施しない理由
 - (iii) DX化への取り組み
 - (ア) ものづくり環境のAI・IoT等活用による課題解決の可能性
 - (イ) AI・IoTの現在の導入状況および効果
 - (ウ) AI・IoTを導入しない理由
 - (iv) GXについての取り組み
 - (ア) カーボンニュートラルへの取り組みの有無
 - (イ) カーボンニュートラルの取り組み状況と効果
 - (ウ) カーボンニュートラルに取り組まない理由
 - (v) 専門家派遣の希望の有無と支援を求めたい内容

- ・ヒアリングの結果、企業が専門家派遣を希望するときは、価格転嫁円滑化伴走支援専門家派遣事業の内容を説明し、「専門家派遣要請書」の記入及び提出を依頼する。
- ・企業調査を実施した都度、ヒアリングシート様式に従って企業調査結果報告書を作成する。
- ・企業に対するヒアリングおよび「価格転嫁円滑化伴走支援専門家派遣事業」に関する細部説明において当センター職員の支援を受けることが出来るものとする。

③業務実績報告

- ・受託者は、委託業務が終了した日から7営業日以内に、業務実績報告書を提出して当センターの検査を受けなければならない。
- ・受託者は、業務実績報告書の提出にあたって当該業務の実施内容と完了条件の達成度合い及び経費精算払い証拠書類を整理・分類したうえで提出する。また、上記(i)～(vi)の企業調査結果を項目ごとに集計して、簡潔に纏める。報告書の様式や構成については事前に当センターと協議して承認を得る。

(2) 調査対象企業

調査の対象とする企業は、次の各号のいずれにも該当する者であって、県内に主たる事業所（製造拠点等）を有する者（1か月以内に県内に主たる事業所を設置しようとする場合を含む）とする。

- ① 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者及び個人
- ② 総務省日本標準産業分類に定める、家具・装備品製造業(13)、化学工業(16)、プラスチック製品製造業(18)、ゴム製品製造業(19)、窯業・土石製品製造業(21)、鉄鋼業(22)、非鉄金属製造業(23)、金属製品製造業(24)、はん用機械器具製造業(25)、生産用機械器具製造業(26)、業務用機械器具製造業(27)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)、電気機械器具製造業(29)、情報通信機械器具製造業(30)、輸送用機械器具製造業(31)、その他の製造業(32)、情報サービス業(39)、インターネット附随サービス業(40)、技術サービス業(74)に該当する事業所（カッコ内の数字は中分類を示す）。

(3) 業務実施体制

- ・受託者は、委託契約締結後速やかに本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置して氏名等を報告する。
- ・業務実施責任者は、受託業務の実施状況の報告を月1回の定例会議のほか、当センターの求めがあるときはその都度行う。

(4) 成果物及び完了条件

本委託業務における成果物及び完了条件は下表のとおりとする。

No	成果物	完了条件
1	調査対象候補企業リスト	600社以上（当センターと事前に協議して承認を得る）
2	ヒアリングシート様式	当センターと協議して承認を得る
3	企業調査結果報告書（ヒアリン	代表者が異なる300社を達成する

	グシート様式を使用) および ヒアリング相手のリスト	※うち神戸市内に本社を置く企業は100社を上限とする ※リスト記載項目は当センターと事前に協議して決定する)
4	専門家派遣要請書 (当センター 既定様式)	代表者が異なる80社を達成する ・ 価格転嫁 40社 ・ ものづくり環境高度化 20社 ・ 温室効果ガス削減・脱炭素経営 20社 ※要請企業が記入したもの
5	業務進捗状況報告資料	定例会議開催 (月 1 回)
6	業務実績報告書	当センターの検査に合格する

(5) スケジュール及び期限

受託者は、次に示すスケジュールのとおり業務を遂行する。ただし、業務の進捗状況等を勘案して当センターと協議の上で適宜調整する。

- ・ 調査候補企業抽出 契約締結日～令和7年4月30日 (水)
- ・ ヒアリングシート作成 令和7年4月21日 (月)
- ・ 企業調査 令和7年5月1日 (木)～令和7年11月28日 (金)
- ・ 業務実績報告書の提出 令和7年12月26日 (金)

(6) 業務委託料の精算

- ・ 受託者は、業務実績報告書の提出に合わせて、業務委託料の精算を行わなければならない。
- ・ 経費の計上は、契約締結日以降に発生 (発注) し、委託期間内に終了 (支払) したものが対象となる。
- ・ 受託者は、精算を行うにあたって、支出内容を明らかにした書面を作成して、支出したことを証する書類 (通帳、領収証、振込確認書等の写し等)、内規がある場合は内規を整理・分類したうえで、添えて提出しなければならない。
- ・ 精算を行った結果、精算金額が契約金額を超える場合であっても、支払金額は契約金額を超えないものとする。

(7) 業務委託料の支払い

当センターの検査に合格後、受託者からの請求書を受領した日の翌月末までに、受託者の指定口座に振り込む。

(8) 契約に関する条件

① 物品等の購入

受託者は、本業務において必要となる物品等を委託金によって購入するときは、事前に当センターと協議して承認を得るとともに、購入価格に含まれる利益を排除しなければならない。

② 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、

業務の一部を再委託若しくは請け負わせる場合において、事前に書面にて報告し、当センターの承諾を得たときは、この限りではない。ただし、この承諾により受託者は、本業務の義務とされている事項につき、その責任を免れるものではない。

③ 成果物の利用及び著作権

- ・受託者は、委託業務の成果物（調査対象候補企業リストを除く）に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する現著作者の権利）に規定する権利を、成果物（調査対象候補企業リストを除く）の納入、検査合格後、直ちに当センターに無償で譲渡するものとする。
- ・受託者は、本著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- ・受託者は、成果物（調査対象候補企業リストを除く）が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

④機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

⑤個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する条例を順守しなければならない。